

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 38 号

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市興行場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書および第 6 号ならびに同条第 2 項ただし書を削る。

第 3 条第 1 項中「営業者」を「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」に、「もしくは第 6 条第 1 項」を「、第 6 条第 1 項もしくは第 7 条第 1 項」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の前の見出しを削り、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の見出しおよび 1 条を加える。

（地位の承継の届出）

第 5 条 譲渡により営業者の地位を承継した者が法第 2 条の 2 第 2 項の規定による届出をする場合は、次に掲げる事項を記載した興行場営業承継届を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名、生年月日および電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および電話番号）
- (2) 興行場営業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称および所在地

2 前項の興行場営業承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人である場合にあっては、届出者の定款の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る改正前の秋田市興行場法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。